

排水設備指定工事店の申請の手引き

寝屋川市上下水道局経営総務課

1. 指定要件について

次に掲げる要件のすべてに適合している場合、指定工事店として指定します。

- (1) 責任技術者が1人以上専属していること。
- (2) 業務上必要な設備及び器材を有していること。
- (3) 大阪府の区域内に営業所があること。
- (4) (3)の営業所に、1人以上の従業者が常置していること。
- (5) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 工事事業者（法人にあっては、代表者）が法第25条の3第1項第3号に規定する心身の故障により排水設備工事の事業を適正に行うことができない者として管理者がさだめるもの破産手続開始の決定を受けて復権を得ないものである場合

イ 工事事業者（法人にあっては、代表者）が責任技術者としての登録を取り消されてから2年を経過していない場合

ウ 指定工事店が指定を取り消されてから2年を経過していない場合

エ 工事事業者がその業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めらるに足りる相当の理由がある場合

オ 法人の場合にあっては、その役員のうちアからエまでのいずれかに該当する者がいるとき。

なお、(5)のウに該当する場合で、当該指定工事店が法人であるときは、その代表者は(5)のウに掲げる期間内において、個人又は法人の代表者として指定工事店の指定を受けることはできません。

2. 申請の受付について

受付期間 毎月1日から毎月末日まで（末日が土・日曜日・祝日の時は前日とする）

受付時間 午前9時から午後5時30分まで

受付場所 寝屋川市 上下水道局経営総務課

電話 072-824-1181 内線 2436

3. 申請に必要な書類及び注意事項

申請書はファイルに綴じて下さい。

※排水設備指定工事店指定申請書(新規)(第1号様式)に次の書類を添付して下さい。

1) 法人の場合

- (1) 商業登記簿謄本、定款の写し及び代表者に関する住民票記載事項証明書又は登録原票記載事項証明書、経歴書及び身分証明書(法第25条の3第1項第3号に規定する心身の故障により排水設備工事業を適正に行うことができない者として管理者が定めるもの破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないことを証する書類)

※身分証明書につきましては、本籍地の市町村で発行。

- (2) 営業所の配置図、平面図及び付近見取図(第2号様式)

- 営業所の配置図、平面図には倉庫・資材置場も記入して下さい。
- 付近見取図は住宅地図を添付して下さい。営業所が寝屋川市外にある場合は住宅地図に加えて営業所から寝屋川市に至るまでの概略図も添付して下さい。又、営業所内に倉庫・資材置場が無い場合、その位置も記入して下さい。
- 写真は、営業所(看板等も含む)・倉庫・資材置場の外部及び内部の状態がわかるもの数枚を撮影箇所を示し添付して下さい。

- (3) 従業者の名簿(第4号様式)

- (4) 専属責任者技術者証のコピー(協会登録済の責任技術者証)

- (5) 所有車両及び器具調書(排水設備工事業の施工に必要な車両並びに設備及び器材をくわしく記入すること)

- (6) 現在、他市で指定を受けている者は、その指定工事店証の写し

2) 個人の場合

- (1) 住民票記載事項証明書又は登録原票記載事項証明書、印鑑登録証明書、使用印鑑届、経歴書及び身分証明書(法第25条の3第1項第3号に規定する心身の故障により排水設備工事業を適正に行うことができない者として管理者が定めるもの破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないことを証する書類)

※身分証明書につきましては、本籍地の市町村で発行。

- (2) 上記(2)から(5)の書類

4. 指定日について

受付期間当月に提出された申請は、審査の結果、指定要件の全てについて適合すると認めた場合は、原則として翌々月の1日付けで排水設備指定工事店として指定します。